

「(仮称)仙台市自転車安全利用に関する条例(中間案)」に対するご意見と本市の考え方

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
全体 に関する意見 (5件)		
1	<p>道路交通法で定められている自転車の歩道での徐行義務が、現状ではほとんど守られていないに等しく、歩行者の安心・安全を著しく脅かしていると考えている。こうした現状に対する改善の方向性が、条例案から読み取ることができないのが大きな問題点と考えるが、いかがか。</p>	<p>道路交通法に定められている自転車の歩道での徐行義務は、歩行者の安全確保のうえで重要であると捉えています。</p> <p>この条例では、徐行義務等の関係法令で既に規定されている個別具体的な事項は重ねて規定はいたしません。項目4(3)の自転車利用者の責務として「道路交通法その他の関係法令を遵守する」と規定しています。</p> <p>また、項目4(3)の自転車利用者の責務では、歩道内における自転車の押し歩きについて規定し、その規定に基づき、歩行者の安全確保に取り組んでまいります。</p>
2	<p>自転車の安全利用を表題に掲げる条例とするならば、特に歩道における歩行者の安全確保について「歩道における自転車利用者の道路交通法遵守の徹底(徐行義務・歩行者の通行を妨げることとなるときの一時停止義務)、自転車本来のスピードで通行する自転車利用者の車道通行の徹底、そのための車道の自転車通行部分の明示と自動車運転者の理解」が重要とする考え方を明確にした条例としていただきたいと思う。そうでなければ、条例の名称は、「自転車利用時のヘルメットの着用と保険加入を促進する条例」などと限定的にするのが適切と考えるが、いかがか。</p>	<p>道路交通法に定められている自転車の歩道での徐行義務は、歩行者の安全確保のうえで重要であると捉えています。</p> <p>この条例では、徐行義務や一時停止義務、車道通行の原則等の関係法令で既に規定されている個別具体的な事項は重ねて規定はいたしません。項目4(3)の自転車利用者の責務として「道路交通法その他の関係法令を遵守する」と規定しています。</p> <p>車道の自転車通行部分の明示は、項目6「自転車の道路交通環境整備について」の規定に基づき、取り組んでまいります。</p> <p>自動車運転者の理解については、項目4(9)自動車運転者の責務として規定しています。</p>
3	<p>ヘルメットの着用努力義務や、押し歩き推進区間での押し歩きなど、違反した場合の罰則を条例にある程度持たせないと努力目標と一緒にしてしまう。</p>	<p>自転車利用者の通行方法等に関し必要な罰則は、既に道路交通法その他の関係法令により定められています。</p> <p>自転車の安全利用の推進等を目的とする本条例案で規定するヘルメットの着用や押し歩き推進区間での押し歩き等につ</p>

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
		<p>いては努力義務としています。</p>
4	<p>この条例で、市民に対しヘルメットを着用させることや自転車で道路の左側を走らせることなどの責務を負わせることよりも、まず先に市が自転車の道路環境を整備することが必要であると考えます。</p>	<p>この条例の規定により、自転車の安全利用に関係する市、市民、自転車利用者などの責務を明確にし、市民等と共有しながら自転車の安全利用の推進を図ってまいります。</p> <p>また、道路交通環境の整備については、市の責務と捉えており、項目6「自転車の道路交通環境整備について」において規定し、今後も整備を図ってまいります。</p>
5	<p>支援、促進、協力では何の拘束力も持たず、条例の制定は何の意味もないと感じました。</p>	<p>この条例の規定により、自転車の安全利用に関係する市、市民、自転車利用者などの責務を明確にし、市民等と共有しながら自転車の安全利用の推進を図ってまいります。</p>
1 目的 に関する意見（2件）		
6	<p>自転車の利用に関し、安全利用と同時に環境保全、防災面でも有効活用することが重要と考える。</p>	<p>自転車は環境に優しく、災害時の活用も期待できる交通手段です。</p> <p>自転車の活用を推進していくためにも、安全利用の条例を定め、交通安全の確保を図ってまいります。</p>
7	<p>条例案は、道路管理部門等の他部署との連携が図られたうえで作成されているか。</p>	<p>条例（中間案）は、道路管理部門を含め、関係部局と協議の上、作成したものです。</p>
3 基本理念 に関する意見（1件）		
8	<p>自転車の利用に関し、渋滞の緩和や放置自転車対策を行うことは、安全利用につながるものと考えます。</p>	<p>自転車の安全利用を推進するために、放置自転車対策を行うことは重要と考えており、別途「仙台市自転車等放置防止条例」に基づき取り組んでいます。</p> <p>なお、道路の渋滞緩和は、本市の交通政策全体で取り組むべき課題と考えています。</p>

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
4 市、市民等、自転車利用者などの責務について に関する意見（31件）		
(1) 市の責務 に関する意見		
9	<p>道路交通法に定める歩道を通行する際の「徐行」「歩行者の通行を妨げることとなるときの一時停止」の義務がほとんど守られていない現状を改善するために、これらの違反に対する取り締まりの徹底を関係機関に要請することについて、市の責務に追加する必要があると考える。</p> <p>また、通常で速度で走行したい自転車が法で原則とされている「車道の左側」を安全に通行できるように、市道の通行部分の明示について、市の責務に追加する必要があると考える。</p> <p>さらに、市道以外の車道の自転車通行部分の明示や、自動車運転者への教育の徹底を関係機関に要請することについて、市の責務に追加する必要があると考える。</p>	<p>違反の取締りについては、項目4（1）市の責務の中の「関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り、必要に応じて協力を求める」の規定に基づき、宮城県警察に協力を要請するなど取組んでまいります。</p> <p>また、市が管理する道路（※）の通行部分の明示は、項目6「自転車の道路交通環境整備について」の規定に基づき、取組んでまいります。</p> <p>市が管理する道路以外の車道の自転車通行部分の明示、及び自動車運転者への教育の徹底を関係機関へ要請することについては、項目4（1）市の責務の中の「関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り、必要に応じて協力を求める」の規定に基づき、協力を要請するなど取組んでまいります。</p> <p>※市が管理する道路：市道、県道、国道48号の一部、国道286号、国道457号</p>
10	<p>道路交通法で定められている自転車の歩道での徐行義務が、現状ではほとんど守られておらず、歩行者の安心・安全を脅かしていると認識しているため、市の責務において、「自転車の走行空間の整備」を明確に位置づけることが重要と考える。</p>	<p>道路交通環境の整備については、市の責務として、項目6「自転車の道路交通環境整備について」において規定しています。</p>
(2) 市民等の責務 に関する意見		
11	<p>市民等の責務については、より強く協力を求めるような表現にすべきではないか。</p>	<p>自転車の安全利用を推進するためには、市民の協力が重要であると考えており、市の施策について市民に対し、丁寧に説明をし、協力を求めてまいります。</p>
12	<p>自転車で自転車歩行者道を通行する際に、高校生が横に並んで普通自転車通行指定部分を歩いており、自転車が近づいても</p>	<p>道路交通法において、歩行者は普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するよう努めるとされています。歩行者、</p>

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
	<p>気付かず、やむを得ず車道に降りることがある。</p> <p>普通自転車通行指定部分がある歩道については、歩行者は普通自転車通行指定部分以外を歩くよう、高校等にも啓発協力を依頼したらよいのではないかと思う。</p>	<p>自転車が互いに譲り合い、安全で安心して通行できるよう、学校等との連携も図りながら啓発に取り組んでまいります。</p>
(3) 自転車利用者の責務 に関する意見		
1 3	<p>自転車利用者の責務について、道路交通法その他の関係法令の理解のためには、学習機会を多く設ける必要があると思うことから、次のとおり修正した方が良い。</p> <p>「自転車利用者は道路交通法その他の関係法令を遵守するため、道路交通法規の学習をあらゆる機会を通して、深く理解、習得に努め、他の交通に配慮して自転車を利用するよう努めます。」</p>	<p>自転車利用者が自転車の安全利用に必要な知識を習得することは、自転車の安全利用を推進する上で重要な視点であり、いただいたご意見を踏まえ、条例案への反映について検討してまいります。</p>
1 4	<p>自転車利用者の責務の中の、法令遵守と歩行者の安全確保の項目については、「努めます。」ではなく、「しなければなりません」とすべき。</p>	<p>自転車利用者は、道路交通法その他の関係法令を遵守しなければならないことが明確に伝わるよう、条例案への反映について検討してまいります。</p> <p>また、項目4(3)自転車利用者の責務のうち、歩道内の通行方法に関する規定は、道路交通法における徐行や一時停止の義務以外に守っていただきたい交通マナーを努力義務として規定しているものです。</p>
1 5	<p>乗車用ヘルメットの着用が、努力義務となっているが、将来的には、バイク乗車時のヘルメット着用義務と同等に義務化すべきであり、明文化出来ないものか。</p>	<p>乗車用ヘルメットの着用については、自転車利用者の安全確保のうえで重要と考えていますが、着用率が低い状況等に鑑み、自発的な着用を促してまいります。</p>
1 6	<p>自転車を押し歩きする場合、道路のどの部分を押し歩きして良いのか判らず、いつも迷っている。条例の中に、自転車の押し歩きができる道路がどこか分かるよう明確に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>道路交通法においては、自転車を押し歩く際は、歩行者と見なされますので、歩道内の通行は制限されません。</p> <p>自転車の正しい通行方法が浸透するよう、取り組んでまいります。</p>

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
17	自転車が自転車通行可の標識等に従って歩道を走る事ができることや、自転車がどの信号機に従って通行するべきかわからない人も多いようなので、周知が必要。	これまでも自転車の交通ルールをまとめたリーフレット等を作成し、周知に努めてまいりました。引き続き、自転車利用者に対し、自転車の交通ルールへの理解を深めていただけるよう取組んでまいります。
18	定禅寺通のスクランブル交差点の信号は歩行者用信号機であるが、自転車が通行していて、歩行者に危険が及ぶ可能性がある。また、晩翠通の横断歩道においても、自転車横断帯を通らず、横断歩道を通行しており、同様に歩行者へ危険が及ぶ可能性があるため、自転車利用者へルールを徹底させるべき。	この条例は、横断歩道を通行している歩行者がいるときは自転車を押して歩くなど、項目4(3)自転車利用者の責務に、歩行者の安全確保について規定しています。この規定に基づき、横断歩道を通行する際の交通ルールの啓発についても取組んでまいります。
19	自転車利用者は自転車の交通マナーを十分に理解しておらず、歩行者の延長で自転車を運転していると思うので、安全教育受講の義務化が必要。	全ての自転車利用者に対し、交通ルールを理解していただくことは重要であると考えていますが、安全教育の受講を条例上義務化することは困難と考えています。 自転車は車両の一種であることを踏まえたうえで、多くの皆様に交通ルールの理解を深めていただけるよう取組んでまいります。
20	法令を遵守し、自転車を利用している人は殆ど見当たらないので、自転車免許制度を将来的に希望する。	自転車利用者が法令遵守に取り組むよう、条例に基づき啓発してまいります。 自転車免許制度につきましては、ご意見として承ります。
21	幼稚園や市立の小中学校での教育を行うとともに、連合町内会単位での、実演を通じた啓発も広めていくべき。	児童・生徒への交通安全教育に取り組むとともに、地域の皆様に対する効果的な啓発について検討してまいります。
22	電動アシスト付自転車で幼児を乗せて不安定に通行する保護者を見かけることが多く、こうしたタイプの自転車の安全性や、利用者の責務についても記載が必要。	自転車利用者が、自転車の特性を理解することは安全に利用する上で必要であり、具体的な啓発の中で周知してまいります。
23	「夕方、夜間の利用においては暗い色の服装を避け、蛍光材等を身に着けるよう心がけることが重要である。」等の記載の追加をすべき。	自転車利用者の夜間時の反射材等の着用は、自身の安全確保につながるものであり、具体的な啓発の中で周知してまいります。

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
24	夕刻、無灯火で自転車を走らせている高校生や社会人がいるので、早めのライトの点灯を徹底するよう高校・大学・専門学校等や各企業にも啓発、協力を依頼したら良いのではないかと。	早めのライトの点灯について、自転車利用者に浸透するよう、学校や事業者等の協力も得ながら啓発に取り組んでまいります。
25	自転車のベルについて、歩きスマホや老人の急な移動に対してベルで合図することで利用者も歩行者も気が付き接触事故の防止に役立つと思う。せつかく付いている自転車のベルを使える様にしてもらいたい。	<p>道路交通法においては、自転車を含む車両の警音器（ベルを含む）について、標識によって指定された場所や区間以外では危険防止上やむを得ない場合を除いて鳴らしてはならないとされています。</p> <p>自転車利用者は歩行者との事故防止のため、自ら徐行や一時停止、押し歩き等を行う必要があります。</p>
26	自転車利用者は、自分自身と歩行者のお互いの命に係わる行為を行っているということを常に自覚すべき。	<p>自転車利用者は、歩行者や他の自転車に配慮して自転車を利用することが重要と考えています。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、条例案への反映について検討してまいります。</p>
(6) 自転車小売業者の責務 に関する意見		
27	自転車小売業者の責務として、自転車の購入者に対し自転車を運転することについての責任のあり方を詳しく教えることを加えるべき。	自転車小売業者が自転車購入者に対し、自転車の交通ルールや、保険加入義務の情報提供を行うことは重要であり、項目4(6)自転車小売業者の責務として規定しています。
28	自転車小売業者の具体的な取組みとして、例えば仙台市が作成している小冊子「自転車はルールを守って安全運転」を自転車購入時に配布・説明を行うことも必要で、同時に保険加入の義務を理解させることも重要である。	<p>自転車小売業者が自転車購入者に対し、自転車の交通ルールや、保険加入義務の情報提供を行うことは重要であり、項目4(6)自転車小売業者の責務に規定しています。</p> <p>いただいたご意見も参考に、自転車購入時の具体的な情報提供の内容について検討してまいります。</p>
29	自転車の定期点検について利用者が定期的点検に努めることは常識だと思うが、自転車小売業者の責務にも規定し、一歩踏み込んでどうか。	<p>この条例では、自転車の定期的な点検・整備について、項目4(3)自転車利用者の責務として規定しています。</p> <p>自転車小売業者には、自転車の販売にあ</p>

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
	自転車小売業者は損害保険加入時に購入者の連絡先を知り得る立場にあり、ハガキ等で点検を促すことができる。	たり4(6)自転車小売業者の責務において「自転車を購入しようとする者に対し、自転車利用者の責務を周知し」と規定しており、定期的な点検・整備についても情報提供を行っていただけるよう取組んでまいります。
30	自転車小売業者は、ライトを付けた自転車を販売するよう規定するべき。	自転車小売業者には、自転車の販売にあたり、4(6)自転車小売業者の責務の「自転車の安全利用に関する情報の提供」の規定に基づいて、自転車へのライト装着を推奨していただけるよう取組んでまいります。
(7) 自転車貸出業者の責務 に関する意見		
31	シェアサイクルは環境にやさしく、交通渋滞解消および放置自転車の減少につながるなど、今後ますます利用が図られると考えられるので、安全利用に限らず、利便性の向上についての記載をすることが良い。	シェアサイクルは環境に優しく、渋滞解消や放置自転車の減少につながることから、その普及促進は重要であると考えています。 シェアサイクルを含めた自転車の活用を推進していくためにも、安全利用の条例を定め、交通安全の確保を図ってまいります。
(8) 学校の長の責務 に関する意見		
32	学校の長の責務については「努めます」という努力義務の表現ではなく、「しなければなりません」など義務を定める表現にすべきと考える。また、「教育又は啓発」との表現では、啓発を行えば教育を行う必要はないと受け取れるため、必ず「教育」を行う義務を有する主旨の表現が適切である。	項目4(8)学校の長の責務については、学校ごとに実情が異なることから、努力義務としています。 また、学校の長には、児童等に対する「教育」を行うとともに、必要に応じて「啓発」についても行っていただきたいという考えに基づき規定しています。
33	学校の長の責務が、児童から学生まで範囲が広く、内容も曖昧なため、特に児童に対しては、学校長の判断でヘルメット着用を義務付けることや、教育委員会へも責務を持たせる内容とする必要がある。	ヘルメットの着用は、自転車事故による被害を防ぐうえで重要と考えており、項目4(8)学校の長の責務の「自転車の安全利用に関する教育又は啓発」に基づき、着用を推進してまいります。

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
		また、教育委員会も市の機関の一つとして、項目4（1）の市の責務に基づき自転車の安全利用を推進してまいります。
34	学校の長の責務について、「教育又は啓発を行うよう努めます」では弱いので、毎年1回は交通安全教育の一環として、「自転車安全運転講習会」の実施を義務化し、実技とルールの確認をすべき。	学校において年1回、講習会の実施を義務化することについて、学校ごとに実情が異なり、一律に講習を義務付けることは課題があることから、各学校において、より充実した教育、啓発を行っていただけるように働きかけてまいります。
35	保護者、特に運転免許を持たない親が道路交通法を理解していない場合は、子供に正しい教育を行うことができないと考える。こうした保護者への教育を徹底することが重要であり、例えば学校の長の責務について、「児童、生徒または学生ならびにその保護者に対し」としてはいかがか。	子供が正しい交通ルールを学ぶ上で、まず保護者が自転車の安全利用について理解を深めることは重要であるため、保護者に対する啓発にも取り組んでまいります。
36	地域内に高校があり、自転車通学の生徒との事故が絶えない。毎年の交通安全教室の開催を強く希望したい。	各高等学校における交通安全教育の実施について働きかけを行うとともに、高校生に対するより効果的な啓発について検討してまいります。
37	近所の高校において、生徒が自転車事故を繰り返し起こしている。学校へ対し、厳しく責務を負わせる条例にすることを望む。	各高等学校における交通安全教育の実施について働きかけを行うとともに、高校生に対するより効果的な啓発について検討してまいります。
38	条例施行後の教育又は啓発について、各学校へ周知する具体的な実施マニュアル等を作成しなければ、実効性が無い。	児童・生徒に対する具体的な取組みについては、国の交通安全教育指針等を参考にしながら、実効性が高まるよう検討してまいります。
(9) 自動車等の運転者の責務 に関する意見		
39	北六番丁通の車道を自転車で通行する際、自動車に幅寄せされる事があるので、自動車運転者への教育をすべき。	この条例では、項目4（9）の自動車等の運転者の責務として、自転車の側方を通過する際、安全に走行するよう規定しており、この規定に基づき、自動車運転者に対する啓発にも取り組んでまいります。

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
5 自転車損害賠償保険等への加入等について に関する意見（6件）		
(1) 自転車損害賠償保険等の加入について に関する意見		
4 0	<p>子どもの自転車の加害事故により、保護者に高額な賠償金の支払義務が課されている例がある。自転車は自動車と異なり強制保険がなく、被害者救済が心配であるため、既に義務化している自治体にならって義務化をすべき。</p>	<p>この条例では、自転車利用者（未成年者についてはその保護者）の自転車損害賠償保険等への加入については被害者救済の観点から、加入を義務づけています。</p>
4 1	<p>自転車も車両の仲間であるので、損害賠償保険に出来るだけ多く加入すべきではないか。</p>	<p>この条例では、自転車利用者（未成年者についてはその保護者）の自転車損害賠償保険等への加入については被害者救済の観点から、加入を義務づけています。</p>
4 2	<p>2015年10月に兵庫県で自転車保険が義務化されてから、複数の府県でも義務化されているが、罰則規定が無くて効果が低いと考えられる。先行事例の効果を調査した上で、保険義務化としているのか。保険の加入の確認は記載があるが、自転車小売業者へ確認作業を課すだけでは、新規購入時以外に周知されないことになり、不十分である。</p> <p>また、保険の範囲として、個人賠償保険や自動車保険のオプション等の取扱いは別途規定する必要がある。</p>	<p>この条例では、自転車利用者（未成年者についてはその保護者）の自転車損害賠償保険等への加入については被害者救済の観点から、加入を義務づけています。</p> <p>また、罰則については、加入状況の確認が困難なことから設けていませんが、自転車購入者だけでなく自転車利用者に対し、具体的な加入方法について、様々な手法を用いて啓発してまいります。</p> <p>なお、自転車損害賠償保険等の加入の義務については、他都市の条例や取組みを参考にしたうえで規定しています。</p>
4 3	<p>自転車損害賠償保険等の加入を強制とし、加入していない自転車利用者から過料をとれないか。その場合、加入済であることが分かるように、自転車へ目印をつけてはどうか。又は、自転車税を復活できないか。</p>	<p>この条例では、自転車利用者（未成年者についてはその保護者）の自転車損害賠償保険等への加入については義務づけていますが、罰則については加入状況の確認が困難なことから設けていません。</p> <p>自転車に対する目印及び自転車税については、ご意見として承ります。</p>
(2) 自転車損害賠償保険等の加入の確認について に関する意見		
4 4	<p>事業者や学校の長に対し、通勤や通学等で自転車を使用させる場合の保険の加入の有無の確認を課すべき。</p>	<p>自転車損害賠償保険等の加入については、自転車利用者（未成年者についてはその保護者）に対し加入を義務づけています</p>

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
		<p>ので、重ねて事業者や学校の長に対し、保険加入状況を確認させることまでは求めないこととしています。</p> <p>なお、児童生徒等の自転車損害賠償保険等への加入は、学校を通じた保護者への働きかけが重要と考えていますので、学校の長の責務として条例案への反映について検討してまいります。</p>
45	<p>自転車損害賠償保険等の加入促進のため、仙台市交通傷害保険のように市で加入しやすい窓口を設けて欲しい。</p>	<p>市が自転車損害賠償保険等の加入窓口を設けることは、保険業法等の法令により市が保険商品を取扱えないため、困難であると考えています。</p>
6 自転車の道路交通環境について に関する意見（6件）		
(1) 自転車押し歩き推進区間 に関する意見		
46	<p>小中学校周辺の通学区間において、時間帯を指定し、自転車の押し歩きを推進できないか。</p>	<p>自転車押し歩き推進区間の指定は、特に歩行者の多い場所や時間帯を指定して行うものであり、歩行者と自転車の交通状況等を踏まえ、関係機関等と協議し、検討を行ってまいります。</p>
47	<p>自転車を押して歩く認識が徹底されるとは思えず、区間の設定だけでは条例が守られないと思う。常にとは言わないが、取締りや忠告する人を配置することが必要。</p>	<p>自転車の安全利用を推進するためには、街頭における啓発が重要と考えていますので、関係機関等と連携を図りながら取り組んでまいります。</p>
48	<p>自転車押し歩き推進区間を道路交通環境の整備より上位に規定することは、とても後ろ向きであると感じる。</p> <p>自転車の押し歩きは歩行者と同一であるため、自転車の押し歩き推進区間の指定を規定する必要はなく、歩道の自転車通行可を外せば良いと考える。</p> <p>道路交通環境の整備は、重要項目であるため、具体的な記述が必要。</p>	<p>自転車押し歩き推進区間の指定は、特に歩行者の多い場所や時間帯を指定して行うものであり、自転車歩行者道の規制の解除とは異なります。</p> <p>また、道路交通環境の整備については、市の重要な責務と捉えており、項目6「自転車の道路交通環境整備について」において規定しています。</p> <p>具体的な整備手法や整備箇所については、関係機関等と協議を行いながら、項目7に規定する自転車の安全利用計画等に基づき、進めてまいります。</p>

NO	ご意見等の概要	ご意見等に対する本市の考え方
(3) 道路交通環境の整備 に関する意見		
49	<p>自転車歩行者道における自転車通行指定区分の整備について、東二番丁通の南町通以南で見られる様な、歩道内での歩行者と自転車の物理的な分離を徹底すべき。</p> <p>また、自転車歩行者道でも、自転車通行指定区分が色分けなどで明示されていない歩道が散見されるため、明示すべき。</p>	<p>自転車歩行者道の安全対策は、歩行者と自転車の物理的な分離や、歩道の色分けなどの手法があります。</p> <p>具体的な整備手法や整備箇所については、関係機関等と協議を行いながら、項目7に規定する自転車の安全利用計画等に基づき、進めてまいります。</p>
50	<p>自転車の歩道通行に関しては、歩行者と自転車の通行区分を分ける措置が必要だが、車道通行の場合にも、自動車と自転車の通行区分を分けるなど、自転車利用者の安全確保が必要。</p>	<p>車道上の安全対策は、車道における自転車専用通行帯の整備や車道内の路面表示などの手法があります。</p> <p>具体的な整備手法や整備箇所については、関係機関等と協議を行いながら、項目7に規定する自転車の安全利用計画等に基づき、進めてまいります。</p>
51	<p>道路交通環境の整備に関する施策の記述がないが、重要な項目であり、記述が必要だと考える。</p>	<p>道路交通環境の整備に関する具体的な整備手法や整備箇所については、関係機関等と協議を行いながら、項目7に規定する自転車の安全利用計画等に基づき、進めてまいります。</p>
その他 について (2件)		
52	<p>自転車損害賠償保険等の保険金について、より早く受け取れるように求める。</p>	<p>(条例中間案とは直接の関係がございませんので、ご意見として承ります。)</p>
53	<p>ダテバイクが便利で使いたいと思うが、クレジットカード払いとなると高齢者は二の足を踏むので、手続きの簡素化を希望する。</p>	<p>(条例中間案とは直接の関係がございませんので、ご意見として承ります。)</p>